

平成 25 年 6 月臨時会 連合長提案説明要旨

(はじめに)

関西広域連合議会平成 25 年 6 月臨時会の開会にあたり、日頃からご指導いただいている議員の皆様には敬意と感謝を申し上げます。

提出議案の説明に先立ち、3 月定例会以降の主な取組みについて、ご報告します。

(国出先機関対策・地方分権改革)

まず、国出先機関対策と地方分権改革です。

国出先機関の移管については、昨年、せっかく法案が閣議決定されたものの、国会での議論はされず、また、政権交代により異なるアプローチが必要となるなど、状況が大きく変化しています。関西広域連合では、政府の地方分権改革推進本部と有識者会議における議論を見据え、府県を越える唯一の広域自治体として、広域行政課題への対応実績を有する関西広域連合を国からの権限移譲の対象とするよう要請を行いました。

これまでの分権改革の歩みを止めることのないよう、引き続き国出先機関の移管をはじめとする国の事務・権限の移譲を求めてまいります。

道州制については、国主導の道州制が一気に進展する懸念があることから、関西広域連合として、地方分権を推進する立場から課題を積極的に提起するため、有識者による「道州制のあり方研究会」を設置しました。先般、連合議会にも報告させていただいたとおり、道州制基本法案に対する懸念や指摘を盛り込んだ「道州制のあり方(中間報告)」の取りまとめを進めています。また、この研究会での議論等も踏まえ、道州制の立法化を目指している自民党、公明党や

日本維新の会に対し、「地方分権改革の推進という本来の目的を見失わないこと」、「制度の根幹的内容の概略や方向性を早急に明確にすること」などの申し入れを行ったところです。

（原子力防災対策・節電対策）

原子力発電所の安全対策に関しては、3月に、政府及び原子力規制委員会に対し、新規制基準を早期に制定すること、また、大飯原発について新規制基準案に基づく確認を速やかに実施し、新基準案への不適合があった場合は、直ちに運転を停止することなどを申し入れました。

4月には、関西電力から、大飯原発3、4号機の新規制基準案への適合性についての説明を受けました。

5月には、原子力規制庁から7月に施行される新規制基準の説明を受け、改めて、新基準による厳格な審査を行った上でなければ発電所の運転を認めないよう申し入れました。さらに、本日開催した連合委員会では、新基準施行により再稼働が困難になる発電所について廃炉を円滑に進める法的仕組みづくりなどを申し入れたところです。

また、地域の原子力防災対策に関しては、国の原子力災害対策指針において、今後の検討課題となっているP P A（プルーム通過時に被ばくを避けるための防護措置を準備する区域）の導入などについて、早期に指針を改正することや、広域避難対策への支援を国に申し入れたところであり、今後の原子力規制委員会の検討が求められています。

今夏の節電対策では、昨年並みの節電（平成22年夏と比べて9%削減を目安）の着実な実施に向け、効果的な節電メニューをホームページ等を通じて提供し、家庭や企業に協力を呼びかけています。

(特区等)

関西経済の浮揚に向けた関西イノベーション国際戦略総合特区については、官民一体による特区事業をより円滑かつ強力で推進するため、本年4月、推進主体である地域協議会に官民合同の事務局を設置しました。この体制の下、国の成長戦略のひとつである「国家戦略特区」についても、関西全体として必要な対応を行ってまいります。

また、関西共通の様々な課題に対応するため、首都機能バックアップ構造の構築、広域インフラなどの広域課題についても、積極的、機動的に取り組んでいます。

(資格試験・免許等)

各府県から事務を持ち寄って実施する資格試験・免許等分野について、いよいよ、この7月14日に、調理師と製菓衛生師の最初の試験を実施します。受験者の皆様が日頃から積み上げられてきた力を存分に発揮いただけるよう、万全の体制で取り組みます。

(WMGの招致)

生涯スポーツの世界最高峰の大会として、世界各国から多くの参加が見込まれるワールドマスターズ国際大会の関西招致について検討を進めるため、本年8月に開催されるトリノ大会に視察団を派遣し、大会運営や開催地の実情を調査することとしました。

(広域計画の改訂)

さて、本年度は設立当初に策定した広域計画の改訂を迎えます。現在、今年度末の連合議会で議決をいただけるよう、議会はもとよ

り、有識者や管内市町村など、幅広いご意見を賜りながら作業を進めており、本日の連合委員会においては、次期広域計画骨子案を提示し、議論を行いました。今後は、9月を目途に中間案を作成し、連合議員の皆様にお示ししたうえで、市町村長との意見交換やパブリックコメントを通じて意見を集約し、来年1月には最終案をまとめたいと考えています。

(規約の改正)

なお、議会の議員定数を36名（現員29名）に増やすことに関する規約改正については、現在、各府県市議会で審議のうえ、順次、議決をいただいています。すべての議会での議決が整い次第、総務大臣へ規約変更申請を行い、8月中旬には許可される見込みです。

(提出議案の説明)

これより、第8号議案「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）変更の件」について説明します。

東京電力福島第一原子力発電所事故の経験から、原子力災害に対する広域的な対応を広域連合として行うため、平成23年度に概括的・骨格的な原子力災害対策編を策定しました。

その後、国では、原子力防災のあり方の見直しが行われ、平成24年9月に原子力規制委員会が発足し、同年10月には原子力災害対策指針が制定されました。同指針は、その後2回改正され、内容の充実が図られるとともに、同指針に基づき、滋賀県、京都府の地域防災計画も修正されました。

以上を踏まえ、現行の概括的計画を全面的に変更し、本格策定します。

変更案では、新しい指針で導入された緊急事態区分や放射線量に

応じて実施される避難等の防護措置について、関係機関の役割と活動の流れを整理した上で、広域連合が担う、①情報の収集・共有、②広域避難の調整、③風評被害対策も含めた府県民の安全・安心確保対策について、対応方針を具体化しています。

このたび、府県民の意見募集も行って変更案を取りまとめたので、関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

（おわりに）

以上で、提出議案の説明とします。議員の皆様におかれましては、よろしくご審議のうえ、適切なご議決をいただきますようお願いいたします。